

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	東京都水道局 多摩水道改革推進本部 多摩給水管理事務所 施設課 設備管理担当
	電 話 番 号 等	042-371-1421
公表の 担当部署	名 称	東京都水道局 総務部 企画調整課 環境・エネルギー施策担当
	電 話 番 号 等	03-5320-6410

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス： http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所：
		所在地：
		閲覧可能時間
	冊 子	冊子名：
入手方法：		
そ の 他	アドレス：	

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の使用開始年月日	1968 年 8 月 1 日
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」で定める、第三削減計画期間における総量削減義務履行の達成を目指し、実効性ある対策を着実に取り組んでいきます。

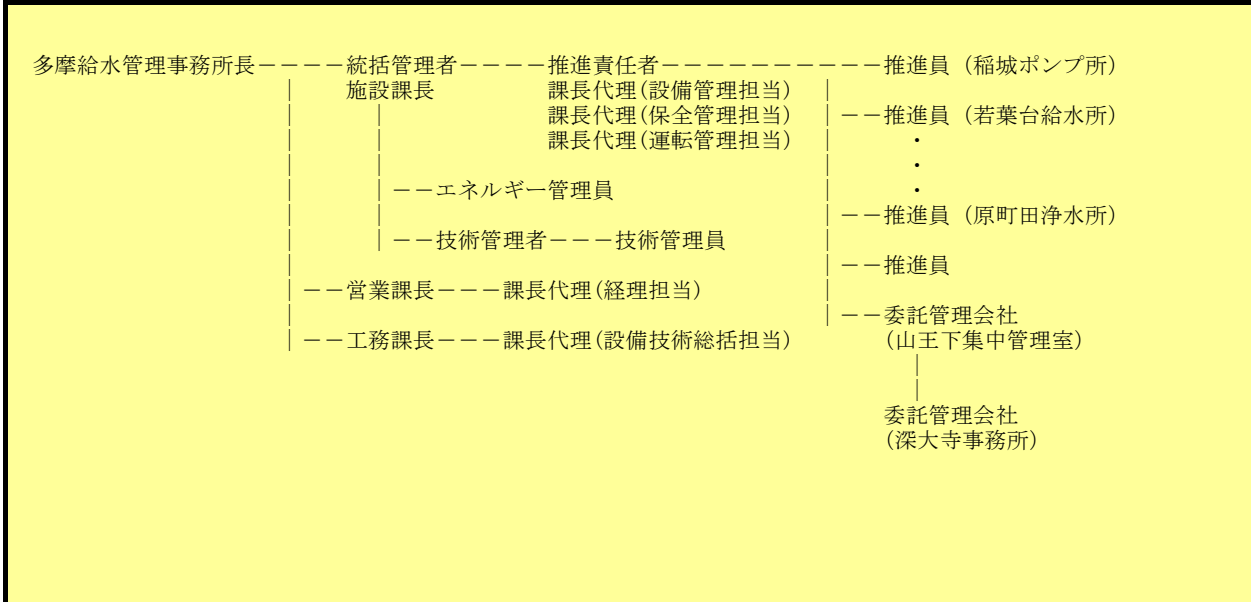
具体的には、ポンプ設備や照明設備の効率化を東京都水道局環境5か年計画（令和2年3月策定）に基づき、計画的に推進します。

また、省エネの取り組みが進んでいる大規模事業所についてはトップレベル事業所認定の拡大を図るなど、制度を活用した取り組みも進めていきます。

再エネの導入・利用に関する取組みについて：

再エネである太陽光発電設備や小水力発電の導入を「東京都水道局環境5か年計画（令和2年3月策定）」に基づき、計画的に推進します。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2020 年度から 2024 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	基準排出量に対して、令和2年度から令和6年度までに5年平均で22%削減する。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	下水道への排出に伴う二酸化炭素の排出抑制のため、節水を積極的に行う。 また、変圧器等電気機械器具の使用に伴う温室効果ガス排出抑制のため、機器の保有状態の把握を的確に行うとともに、使用機器の保守点検を適切に行う。		
削減義務の概要	基準排出量	7,530 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	Ⅱ
	排出上限量（削減義務期間合計）	29,182 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	22%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2025 年度から 2029 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	条例で定められる第4計画期間の削減義務率を達成する。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	下水道への排出に伴う二酸化炭素の排出抑制のため、節水を積極的に行う。 また、変圧器等電気機械器具の使用に伴う温室効果ガス排出抑制のため、機器の保有状態の把握を的確に行うとともに、使用機器の保守点検を適切に行う。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		5,385	5,149	4,982	4,830	4,831
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）	3	3	3	3	3
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）					
上水・下水						
合計		5,388	5,152	4,985	4,833	4,834

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	2,902.8	2,775.6	2,685.6	2,603.6	2,604.2

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2002年度、2003年度、2004年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
変更年度						

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	II
----------	----

(4) 削減義務期間

2015 年度から 2019 年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特に優れた事業所への認定			○	○	○
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	7,530	7,530	7,530	7,530	7,530	37,650
	削減義務率 (B)	15.00%	15.00%	11.25%	11.25%	11.25%	
	排出上限量 (C = Σ A - D)						32,851
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						4,799
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	5,385	5,149	4,982	4,830	4,831	25,177
	排出削減量 (F = A - E)	2,145	2,381	2,548	2,700	2,699	12,473

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	<input type="checkbox"/> 削減対策	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	<input type="checkbox"/> 用途変更
	<input type="checkbox"/> 設備の増減	<input checked="" type="checkbox"/> その他	
具体的な増減要因	温室効果ガスの排出に係る配水ポンプの運転は局の方針に準拠するため、独自の運転計画が立てられない状況である。このため、全体の水需要によるエネルギー使用量の増減が、温室効果ガス排出量の増減に繋がっている。		

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
		【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】			
1	350600	35_抵抗等による電気の損失の防止に関する措置	稲城第一ポンプ所のポンプ容量、台数見直し及び速度制御方式をVVVF化	実施済	
2	350600	35_抵抗等による電気の損失の防止に関する措置	稲城第二ポンプ所のポンプ容量、台数見直し及び速度制御方式をVVVF化	実施済	
3	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	高効率型照明設備に更新（稲城第一、第二ポンプ所電気室及びポンプ室天井灯）	実施済	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な間引き ・運用上及び安全上必要な箇所を除き常時消灯
4	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	空気調和設備の運転期間の見直し	実施済	<ul style="list-style-type: none"> ・運用上必要な箇所を除き、気温の低い11～4月は停止
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
17					
18					
19					
20					
		(再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況)			
71					
72					
73					
		【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】			
81					
82					
83					
		【排出量取引の計画及び実施の状況】			
91					
92					
93					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

東京都水道局環境計画等に基づき、主に以下の取組を実施してきました。

<主な取組>

(1) 省エネルギー対策

施設や設備の更新に合わせ、ポンプ設備の効率化や高効率照明の導入を進め、エネルギーの効率化を図ってきました。

(2) 再生可能エネルギーの活用

太陽光、小水力発電を導入し、その発電量は大規模事業所において自家消費するとともに、大規模事業所以外においては「再エネクレジット」として削減義務の履行に充ててきました。

(3) トップレベル事業所認定

第一計画期間においては、平成22年度に稲城ポンプ所が、平成23年度は淀橋給水所、練馬給水所、和田堀給水所、羽村導水ポンプ所が認定されました。

第二計画期間においては、平成28年度に八坂給水所、淀橋給水所、練馬給水所が、平成30年度に羽村導水ポンプ所が、令和元年度に日野増圧ポンプ所が認定されました。

<第一計画期間の実績>

第一計画期間は、6%の削減義務を達成するとともに、超過削減クレジットを確保しました。

再エネの導入・利用に関する取組みについて：

太陽光発電、小水力発電を導入し、その発電量は大規模事業所において自家消費するとともに、大規模事業所以外においては「再エネクレジット」として削減義務の履行に充ててきました。